

DOTS CLUB会員規約

第 1 条(会員規約)

本規約は、株式会社ドットライン・ゼルバ(以下「当社」といいます)が運営する千葉ドット(以下「本チーム」といいます)のファンクラブ「DOTS CLUB」(以下「本会」といいます)の会員に対して適用される規約(以下「本規約」といいます)とします。

第 2 条(規約の範囲)

当社の公式サイト・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規定(以下「諸規定」といいます)も、本規約の一部を構成するものとします。また、本規約は本会の各種サービス(以下、会員特典を含み「本サービス」といいます)を、会員が利用するための条件等を定めるものであり、会員による本サービスの利用全般に適用されます。

第 3 条(目的)

1. 本チームを応援するファンクラブ組織です。
2. 会員に対して様々な特典や優待を提供することにより、本チームの活動の活性化を図ることを目的としています。

第 4 条(本規約の内容およびサービスの変更)

当社は、会員の承諾を得ることなく、本規約および本サービスの内容を当社の裁量により随時変更できるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 5 条(通知)

本規約および本サービス内容の変更等に関する会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き、本チームの公式サイト上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他、当社が適切と判断する方法により行い、当該通知が掲載または送付された時点でその効力を生じるものとします。

第 6 条(入会)

1. 会員は本規約の内容を承諾の上、別途定める方法で入会申込を行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において18歳未満の場合は、入会申込に関し保護者の同意が必要となります。
2. 会員は入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。
3. 会員は以下の資格を満たしている方に限ります。
 - (1) 日本国内に住所を有すること。
 - (2) 未成年の方は親権者の同意があること。
 - (3) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体をいう)の組員、構成員もしくは関係者に該当しないこと。
 - (4) 入会申込時において、本会の有料プランへの会員登録が既になされていないこと。
 - (5) 本会で過去に強制退会処分に付されたことがないこと。ただし、第三者に無断で名義を冒用された場合など、当該会員の責めに帰すべき事由なく該当するファンクラブの退会処分が行われたのみに留まる場合は除く。
 - (6) 当社が求めた場合は、直ちに本人確認書類(写しを含む)を当社に提示すること。

第 7 条(入会の承諾および取消)

当社は、前条の入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その申込を承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員として本サービスを利用することができるものとします。ただし、当社は、当該承認後に会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合または該当することが合理的に疑われる場合は、その会員登録を抹消し当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、その場合、第11条の定めにより会費を返還しません。

- (1) 入会申込時の申請内容に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者が法人、団体等の場合
- (4) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
- (5) 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると当社が認める場合
- (6) 入会申込者による入会申込の目的が、チケットの不正転売(入場券等の不当な売買行為)または座席等の不当な占拠行為である場合、もしくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為または座席の不正確保等の行為の常習者であると当社が認める場合
- (7) 過去に入会および退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- (8) 入会申込時において、18 歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
- (9) 本会の会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード等、入会申込者が指定した決済手段が無効の場合
- (10) 不正決済の場合
- (11) チーム運営または他の会員への迷惑行為があった場合
- (12) 本規約または利用規約等に違反した場合
- (13) その他、会員として不適切であると当社が認める場合

第 8 条(有効期間)

- 1. 有料会員の会員資格の有効期間は、当社が入会を承認した日(入会日)から1年間とします。
- 2. 有料会員の会員資格は、有効期限内に更新手続きがなされない場合、失効します。
- 3. 無料会員の会員資格の有効期間に定めはありません。

第 9 条(退会)

- 1. 会員(未成年である場合は本人もしくはその親権者)は、随時、所定の手続きを行うことにより本会を退会することができます。退会と同時にその諸権利を失うものとします。ただし、退会手続きがなされても、会費は返還しません。
退会のご連絡は、お問い合わせフォームよりご連絡ください。
- 2. 会員資格は一身専属のものとし、当社は会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から退会申出があったものとして取扱います。
- 3. 当社は、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第 10 条(会費)

1. 本会の会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。なお、消費税については、消費税率の変更に伴い金額を改定します。
2. 当社は、年会費等を会員の承諾なく変更できるものとします。
3. 会員は、会費等を当社の定める方法により支払うものとします。なお、会費の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

第 11 条(キャンセル・返金ポリシー)

1. 一度支払われた会費・会員証の再発行手数料は、第18条にて定める場合を除き、理由の如何を問わず返金しません。
2. 誤って複数購入された場合でも、原則として返金対応はしません。
3. 会員特典・イベントが中止または変更となった場合でも、返金はいりません。

第 12 条(譲渡等の禁止)

会員は会員証、会員番号および本規約に基づく会員としての地位・権利を、いかなる第三者(以下「第三者」といいます。)に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第 13 条(会員証の発行)

1. 当社は入会を認めた有料プランの会員に対し、会員証を発行、送付します。
2. 会員は、会員証を厳重に管理するものとし、第三者にこれを譲渡または貸与することはできません。
3. 会員は、本チームおよび当社より会員証の提示を求められた場合には、すみやかにこれを提示するものとします。本チームおよび当社は、会員が会員証を提示しない場合、会員特典の利用をお断りすることがあります。
4. 会員は、会員証を紛失または盗難にあった場合は、すみやかにファンクラブ事務局へ連絡するものとします。
5. 会員証の紛失、盗難、滅失その他の理由により、会員が会員証の再発行を希望する場合、会員は一度に限り、速やかに当社に通知した上で、当社が指定する方法による会員証再発行の手続きを受けることができます。なお、会員は、会員証再発行にかかる再発行手数料および送料を、当社が指定する方法で支払うものとします。
6. 会員証は、会員資格の有効期限を更新し、引き続き会員資格を継続する場合には、当該会員証を継続して使用するものとします。

第 14 条(会員特典)

1. 会員特典に関しては、当社が定めることとします。
2. 会員特典は、会員本人のみに提供され、会員は会員特典を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。
3. 会員特典の使用にあたり、当社は会員に対して本人確認書類(写しを含む)の提示を含めたご本人確認手続を求めることができるものとし、本人確認ができない場合、当社は会員特典の使用を拒否できるものとします。
4. 会員特典は、会員登録時に入力された日本国内の住所に発送します。

5. 電子メール、送付物等が会員の事情または、会員が契約する携帯電話会社の事情により会員に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応等をいたしません。
6. 以下の場合、会員特典の再送は行いません。また、再送希望の場合は送料等をご負担いただく場合があります：
 - (1) 会員の会員情報の入力ミスによる誤送
 - (2) 長期不在・受取拒否・転居等により返送された場合
 - (3) 発送後30日以内に未着の申し出がない場合
7. 特典の一部は、過去に同様もしくはそれ以上の会員グレードで取得済みの方に対し、重複提供を行わないことがあります。

第 15 条(会員情報の変更)

1. 会員は、入会手続きにおいて登録した住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を当社所定の方法により、変更手続きを行うこととします。
2. 婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は、入会申込時の申請内容である氏名を変更することはできないものとします。
3. 入会申込時の申請内容および申請に関する責任は全て会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

第 16 条(会員の責任等)

1. 会員は、本サービスに関連する各種情報を得るためなどに必要となる通信機器、ソフトウェア、通信接続環境、その他これらに付随して必要となる全ての機器については、自己の費用と責任において全て準備します。
2. 会員が、本サービスの利用に関して他の会員またはその他の第三者とトラブルその他の紛争が生じるときは、会員は自己の責任と費用をもって処理・解決するものとし、本チームおよび当社に負担または迷惑をかけないように努めるものとします。当社は自らに帰責事由ある場合を除き、会員に生じた全ての損害については、いかなる責任も負わず一切の損害賠償義務から免れます。
3. 会員が本サービスに関連して、故意または過失により弊社、受託業者、他の会員またはその他の第三者に対して損害を与えたときは、自己の責任と費用をもって、その損害を賠償するものとします。

第 17 条(禁止事項)

本チームおよび当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本会および本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) 会員証、当社が定める会員権利、記念品、チケット、招待券、郵便物、プレゼント賞品等を第三者に譲渡もしくは販売する行為(ただし、SV.LEAGUE公式チケット販売サイト公式リセールサービス(以下「公式リセール」といいます)において販売または購入された場合を除きます。)
- (6) 会員の特典として先行購入または割引購入したチケット(入場券)を公式リセールに反復継続的に出品する行為その他前号本文に該当すると疑われる行為

- (7) 本チームおよび当社または第三者を誹謗中傷する行為
- (8) 本チームおよび当社または第三者に不利益を与える行為またはそのおそれがある行為
- (9) 本会の運営を妨げるような行為
- (10) 前各号の他、本規約、法令または公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
- (11) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 18 条(本会の終了)

1. 当社は、三か月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 前項の場合、会員証の当社に対する返却と引換に、会費の一部を会員に対して返還します。返還する金額は別途当社が定めるものとします。

第 19 条(免責)

1. 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、会員に通知することなく、一時的に本会のサービスの全部または一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、有事等によりサービスの提供ができなくなった場合
 - (3) その他、運用上または技術上、当社がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生し、これに起因して会員または第三者が被った損害に関し、一切責任を負いません。

第 20 条(会員の肖像利用)

当社は、本チームおよび当社が会員に対してイベント等の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことができます。会員はこれらの利用について異議を述べません。

第 21 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 22 条(紛争の解決・裁判管轄)

1. 本規約に定めのない事項または本規約に関して疑義が生じた場合、当社と会員との間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。
2. 会員と当社との間で本規約、本会およびサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。